

公立大学法人高崎経済大学学術研究寄附金取扱細則

平成26年度

細則第2号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人高崎経済大学寄附金等取扱規程（平成27年度規程第14号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、学術研究に関する寄附金（以下「寄附金」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において寄附金とは、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）が、企業、団体又は個人（以下「寄附者」という。）から、学術研究を目的として受入れる現金及び預金をいう。

2 この細則において教員とは、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則（平成23年度規程第24号）第2条第2項に定めるところによる。

(寄附金の受入れ)

第3条 法人は、学術研究上有意義であり、かつ、寄附者から指定された教員の業務遂行上支障がないと認める場合に、寄附金を受入れることができるものとする。

(受入れの制限)

第4条 法人は、規程第3条に定めるもののほか、次に掲げる条件が付された場合は、寄附金を受入れることができないものとする。

(1) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させることとされているもの

(2) その他学術研究上支障があると認められる条件が付されているもの

(寄附の申込み)

第5条 寄附をしようとする者は、学術研究寄附金申込書（様式第1号）を、理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 寄附金の受入れ手続きは、会計規則第7条第1項に定める会計責任者（以下「会計責任者」という。）が行う。

2 会計責任者は、寄附金の申込みがあったときは、直ちにその内容が第4条に規定する受入れの制限に該当しないことを確認し、理事長に報告しなければならない

い。

3 理事長は、前項の報告があったときは、学長の意見を徴取したうえで、寄附金の受入れについて決定するものとする。

4 学長は、前項の意見を求められたときは、教育研究審議会の意見を聴くことができる。

(受入れの通知)

第7条 理事長は、寄附金の受入れを決定したときは、学術研究寄附金受入決定通知書(様式第2号)により寄附申込者に通知するものとする。

(寄附金の移管)

第8条 研究者である教員が退職し、かつ、他の大学等(以下「他の機関」という。)において引き続き学術研究を遂行するため、寄附金を移管しようとする場合は、寄附者の意向を確認したうえで、学術研究寄附金移管申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、移管が適当と認められ、かつ、他の機関の長の同意が得られた場合に限りこれを承認し、学術研究寄附金移管承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 他の機関を退職し法人に採用された教員が、他の機関において受入れた寄附金を、引き続き学術研究を遂行するため法人へ移管しようとする場合は、理事長に申し出なければならない。

4 理事長は、前項の申出があったときは、他の機関の長の同意が得られた場合に限り、用途の特定された寄附があったものとみなし、これを承認することができるものとする。

(事務)

第9条 学術研究に関する寄附金に関する業務は、研究グループ研究支援チームにおいて行う。

(寄附金の会計処理)

第10条 寄附金の会計処理については、会計規則に定めるところによる。

(委任)

第11条 この細則に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て、理事長

が行う。

附 則

この細則は、平成26年6月13日から施行する。

附 則（平成28年2月10日第2号）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日第9号）

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日第6号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

住所

（法人の場合は所在地）

氏名

（法人の場合は法人名及び代表者名）

学術研究寄附金申込書

下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金の名称（目的）
- 2 寄附金の条件
- 3 寄附金額
- 4 その他参考となる事項

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

寄附者氏名 様

公立大学法人高崎経済大学理事長 印

学術研究寄附金受入決定通知書

年 月 日付で申込みのありました寄附金の受入れを決定したので、通知いたします。

つきましては、下記の方法により寄附金を納入いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 寄附金額
- 2 納入方法
- 3 その他

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

氏名

学術研究寄附金移管申請書

このことについて、下記のとおり寄附金の移管をしたいので、申請します。

記

- 1 移管しようとする寄附金の名称（目的）
- 2 移管先機関名
- 3 移管金額
- 4 移管をする理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

氏名 様

公立大学法人高崎経済大学理事長 印

学術研究寄附金移管承認通知書

年 月 日付で申請があった寄附金の移管については、これを承認します。